

令和 5 年

第 6 5 回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和 5 年 8 月 1 0 日	開会
	令和 5 年 8 月 1 0 日	閉会

令和5年第65回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 8月10日 会期 1日間
開会 8月10日

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	8月10日（水）	本会議	午前10時00分	開会 会議録署名議員の指名 議席の指定 会期の決定 諸般の報告 選挙管理委員及び補充員の選挙 一般質問 議案の審議 議案第8号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号） 議案第9号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号） 認定第1号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第2号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

8 月 1 0 日 （ 木 ）

令和５年第６５回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和５年第６５回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和５年８月１０日（木）沖縄県介護保険広域連合 ３階大会議室に招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和５年８月１０日　：　午前１０時００分）

閉会（令和５年８月１０日　：　午後３時３３分）

開会の宣告（議長 花城 勝男）

閉会の宣告（議長 花城 勝男）

２．応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１	島　袋　晴　美
２	大　山　美佐子
３	東　江　光　枝
４	島　袋　輝　也
５	松　田　大　輔
６	當　山　直　彦
７	眞栄田　絵　麻
８	仲　間　ト　ム
９	島　袋　義　範
１２	松　田　昌　邦
１３	新　垣　千　秋
１４	川　上　龍　太
１５	新　垣　貞　則

議席番号	氏　　名
１６	山城　勝貴
１７	宜保　龍平
１８	永山　清和
１９	普天間　真也
２０	志村　幸司
２１	玉城　陽平
２２	新垣　幸子
２４	西田　吉之介
２５	照喜名　英雄
２８	比嘉　俊伸
２９	花城　勝男

３．不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１０	上　地　義　則
１１	東　江　清　和
２３	新　垣　一　史
２６	渡　口　　亮

議席番号	氏　　名
２７	比　嘉　元　美

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	比 嘉 義 哉

6. 地方自治法121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

課 名	氏 名
広 域 連 合 長	當 山 宏
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	金 城 博 文
総 務 課 長	豊 見 本 勝

課 名	氏 名
業 務 課 長	大 城 朝 敏
会 計 課 長	大 城 美恵子
認 定 課 長	比 嘉 利季子

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

議 案 第 8 号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）

議 案 第 9 号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）

認 定 第 1 号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

認 定 第 2 号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

令和５年第６５回議会（定例会）議事日程（第１号）

日程	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		議席の指定	
3		会期の決定	
4		諸般の報告	
5		選挙管理委員及び補充員の選挙	
6		一般質問	
7	議案第８号	令和５年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第１号）	即 決
8	議案第９号	令和５年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第１号）	即 決
9	認定第１号	令和４年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の 認定について	即 決
10	認定第２号	令和４年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の 認定について	即 決
11		議員派遣の件	
12		閉会中の継続調査の件	

○議長 花城勝男 ただいまから、令和5年第65回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。

○広域連合長 富山宏 皆さま、おはようございます。沖縄県介護保険広域連合連合長の富山でございます。本日ここに令和5年第65回沖縄県介護保険広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。現在各市町村議会におかれましては、来月の定例議会に向けた準備等で日程が厳しい中、また台風6号の被害対応等もあると思いますけれども、そうした中議員の皆さまの本議会開会へのご理解賜りまして誠に感謝いたします。議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

さて、当広域連合の運営につきましては秋頃から議員の皆さまのご配慮とご協力をいただき、順調に運営ができております。この場をお借りして心より感謝を申し上げたいと思います。今年度は令和3年度から令和5年度の3年間に おきまして介護保険制度を健全に運営し、安定・維持することを目的に介護保険事業の指針として策定いたしました。第8期介護保険事業計画の最終年度にあたります。よって当該計画の進捗状況を踏まえつつ、その達成に向けて取り組んでいかなければなりません。また、次期計画となります令和6年度からの第9期介護保険事業計画では構成市町村の介護保険料の均一賦課が決定されており、それに向けた取組を推進するうえでも構成市町村と広域連合との連携がますます重要となる年でございます。こうしたことを踏まえまして当広域連合におきまし

ては、構成市町村のご理解とご協力をいただきながら今期の事業計画の実現と円滑な業務運営に取り組んでまいり所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

尚、本日の議会におきましては議案2件、認定2件を提出しております。議案等の提案理由の説明につきましては事務局長をして行わせますので、ご審議下さいますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 花城勝男 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番 東江光枝議員。5番 松田大輔議員を指名します。

日程第2 議席の指定を行います。宜保安孝議員の任期満了に伴いまして、豊見城市より当選された宜保龍平議員の議席は17番に、会議規則第4条第2項の規定によって指定いたします。

日程第3 会期の決定をお諮りします。本定例会の会期は本日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って定例会の会期は本日の1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元に配りました名簿のとおりです。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、月例出納検査の結果報告書が提出されているので、事務局にて閲覧に供しています。

8月9日に全員協議会を開催しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に飯田 高男さん、砂川 洋一さん、仲間 正巳さん、與儀 勝彦さん。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従ってただいま指名しました飯田 高男さん、砂川 洋一さん、仲間 正巳さん、與儀 勝彦さん。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員を指名します。選挙管理委員補充員には本田 ヒトミさん、比嘉 健夫さん、宮城 健英さん、米須 恵子さん。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委

員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従ってただいま指名しました本田 ヒトミさん、比嘉 健夫さん、宮城 健英さん、米須 恵子さん。以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りします。補充員の順序につきましては、1. 本田 ヒトミさん、2. 比嘉 健夫さん、3. 宮城 健英さん、4. 米須 恵子さんの順序で定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従ってこの順序で定めることに決定しました。

日程第6 一般質問を行います。発言について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内とします。順次発言を許します。

13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣 千秋 おはようございます。通告に従い一般質問を行います。一問一答方式で致しますのでよろしくお願いいたします。

質問事項1 ケアプラン有料化について。質問要旨(1)国の方針と広域連合の見解を伺います。答弁よろしくお願いします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。

○業務課長 大城朝敏 それでは新垣議員のご質問にお答えいたします。介護保険のケアマネジメントについてはサービスの総合的、効率的な提供と介護保険事業を適正に利用するための重要な役割を担うことから要介護者が本サービスを積極的に利用することができるよう制度創設時から10割給付を行っております。現在

介護保険制度創設から22年が経過し、国民にも広く普及していることから有料化の議論が行われている状況であります。社会保障審議会介護保険部会において第9期介護保険事業計画期間に向けて検討することとされておりましたが、ケアマネジメントや利用者の影響があることから包括的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間までに結論を出すこととなっております。広域連合としましても今後の国の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長 花城勝男 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 それでは再質問させていただきます。ただいま答弁の中で第10期までに結論を出していく、ということでしたがこの第10期までにいつ頃の予定になりますでしょうか。またもう一つですね、今答弁の中で要介護者が積極的にサービスをできるようにこの制度があるというこで、ケアマネジメントプランの方があるということなんですが、ケアプランの有料化が導入された場合の懸念事項はどのようにお考えでしょうか。その2点を伺います。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。まず10期の結論を出す期間については令和8年度の今の時期くらいになると思うんですけど最終的な時期に向けての結論を国と検討することとなります。続きまして2つ目、今国の方で検討する内容についてはケアマネジメントの今現在の定着状況だったり利用控えが生じる恐れがないとかサービスの適正、適応範囲の明確化、セルフケアプランの位置づけ等、今後10期に向けて検討していく、ということになりますのでその状況を広域連合としましてもそれは

今後注視していきながら発注していくということです。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 令和8年の夏頃、ということでしょうか。令和8年ということですので期間が延びた、ということはもちろん議論する内容というのもじっくり深まっていくものかなと思ってるんですが、導入された場合の懸念事項で今利用控えに繋がらないのではないかとこの答弁をされたかと今思うんですが、実際ケアマネージャーさんが個別で利用者さんに聞き取りを行っていてこのケアプランというのは作成していくものだと思います。その際にやはり支援が困難なケースに対して介入の遅れにならないのかなど。要はプランをつくる手前の段階も遅れてしまうのではないかとこの懸念があるんですが、その点はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えします。今のお話のケアプランを実施する前に遅れる可能性がある、というのは有料化になったことで利用者が躊躇することがないかということですか。そうですね、基本的にはケアプランの作成については国の方でも今から細かく議論が進んでいくと思うんですけどどういった内容までプランの方で位置づけていくのか、もしセルフケアプランになった時にどういう風な支援がでてくるのか、というのが今から詳しく議論されていくと思うんですけど現時点ではやはりケアプランの重要性とか、ということもしっかり普及啓発ができていますと広域連合としても考えておりますので。その辺についてはケアマネの方にもしつ

かり委託の方を行ってプランの方が作成されると現状としては考えてます。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ケアマネジメントが定着しているのはもちろん今介護というのはどんどん進んでいるので当然のことだと思うんですが、やはりそれを今後ケアプランを有料化していくということは今現状無料の中でやっていることに、作成料無料でやっていると思うんですが、利用理解ももちろん可能性としては高いと思うんですよ。本県の沖縄県、介護保険広域連合がもっている各市町村の状況についてお伺いしたいんですがケアマネプランの有料化、現状に合っているものでしょうか。有料化することとは利用者負担が増えることに繋がると思うんですよ。それを有料化して利用者負担が増えても現状同様のサービスの利用があると見込んでいるのか。当然介護というのはどんどん増えていくものになっていますから、要介護も増えていきますから。逆に言うと利用者が増えなければいけないはずなんですね。その点はどのようにお考えですか。本県の現状に合っているかという点をお伺いいたします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。このケアプランの有料化については現在のところ令和9年からスタートする第10期の中で計画されていることございまして、その内容については国の社会保障審議会の介護保険部会等々でしっかりした議論がされて開始が決定される運びとなると思うんですけども、諸々の課題等しっかり検討したうえでの決定もされていくと思います。そこで一旦延期されてございますの

でその当時の社会状況等も踏まえて決定していく運びとなっていくと思いますので、今のところ現在こういった懸念事項について各市町村がどう思っているか、広域がどう考えているのかお答えすることができない状況にございますのでそこはひとつご理解の方よろしくをお願いします。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ケアプランの有料化についてなんですけれどももちろん国の決定があれば事務事業をしている各市町村、広域連合含めてなんですけど全て行わなければならないということにはなってきます。ただ、今まだ決定されていない、導入時期が遅れているだけではあるんですがそれでもやはり懸念事項である利用者が逆に利用しづらくなる、という現状は招いてはいけないかと思います。その点は介護広域連合が国に対してそういう意見を述べる場があるのかちょっとそこは定かではないんですが、その点もしないようであれば国に意見を述べる場があればそれはもちろん伝えていただきたいことすし、その場がないのであれば各市町村においてしっかりそれは国に各市町村現状はこうである、ということを伝えていただいてそれが適正ではないということを言葉にして伝えていく必要があるかと思うんですがその点はどうでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。まず1点、国の方に要望等を上げる場所がないかということなんですけれども全国広域で構成されております「全国介護保険連合広域化推進会議」、24団体で構成されている組織がござい

ます。その中で色々な懸案事項等々の要望を厚生労働省の方に要望書を挙げております。毎年です。その中で各広域連合の方からこういった懸念事項があがってきて、これは挙げていく必要があるんじゃないかということで決定されましたら厚生労働省の方に要望書を出してケアプランについての懸案事項等を申し述べていく、ということはこういった機会を利用してやっていくことができます。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。意見を述べられる場があるということですのでぜひ県内と各市町村だったり、利用者の声を拾い上げて本件合っているのかどうか、もちろんその実情もしっかり伝えていただいてケアプランの有料化、負担になるようであればもちろんこれは決定しないという方向にもっていただきたいと思うので、その点は介護広域連合としてもしっかりと県内の情勢を確認していただきたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。質問事項2、低所得者対策業務について質問要旨（1）詳細を伺います。答弁をお願いいたします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 質問にお答えいたします。まず社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度での事業について説明いたします。本事業は所得が低く特に生計が困難な方について介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者の負担を軽減する制度であります。軽減を実施してる社会福祉法人等が行うサービスの利用者負担、1割負担・食費・居住費が対象となり所得状況等一定の条件を満たす

利用者の負担の4分の1を軽減するもので、広域連合においては事業を実施した社会福祉法人等へ補助金を交付し利用者の負担軽減に努めております。

次に、離島等の地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業について説明を行います。本事業は離島等地域の訪問介護料金にはサービスを提供する事業所の移動費等15%相当が加算されると思いますが、軽減を実施している社会福祉法人等を利用することで利用者の介護費1割負担の10分の1が軽減されます。広域連合では事業を実施した社会福祉法人等へ補助金を交付し利用者の負担軽減に努めております。詳細については以上となります。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 それでは再質問いたします。社会福祉法人等の軽減措置になってくるとと思いますが、広域連合のホームページに公開されている社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業実施の申出法人一覧、これが対象の社会福祉法人ということでしょうか。見てみると令和元年6月分が最新版かと思うんですがこちら最新版ですか。この増減はない、ということでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。

○業務課長 大城朝敏 現在この増減はありません。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 それでは質問要旨（2）に移ります。過去5年間の実施数や利用数、実績額等をお伺いいたします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。(2)の過去5年間の実績についてお答えいたします。まず、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業の実績をお答えいたします。まず、5年分ということなので平成30年度の実績については実施法人数が26事業所、対象者数が120人、実績額が667万6,467円となっております。次に令和元年度につきましては実施法人数26事業所、対象者数138人、実績額が708万8,641円となっております。令和2年度以降の実績については主要な施策の成果説明書の中の14ページに記載がありますので省略させていただきます。続きまして、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業の実績についてお答えいたします。平成30年度の実績については実施法人数3事業所、利用のべ人数374人、実績額の方が4万1,933円となっております。次に令和元年度につきましては実績法人数3事業所、利用者のべ人数360人、実績額の方が7万6,534円となっております。こちらも令和2年度以降の実績については主要な施策成果説明書の14ページに記載がありますので省略させていただきます。以上で終わります。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。今平成30年度それから令和元年度の報告をいただきましたが、主要施策14ページの方拝見させていただいてちょっとコロナ前、感染症の前と比較ができなかったのでお伺いしたんですけど、今いただいた数字を見るとコロナの感染前と比べてこの感染症が拡大しているこの時期とあまり大差がないと思うんですが、これはコ

ロナの影響は特になかったということによろしいでしょうか。業務に対してですね。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。実際この事業の性質上、社会福祉法人等のサービスを利用した低所得者について軽減措置事業を行う、というものになりますのでコロナであるかどうかというよりは低所得者の方がサービスを利用するかどうかによってこの増減が出てくる、ということになりますので直接的な影響というのではないのかなと。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 実施法人数も過去5年間で今お答えいただいたんですが、23ヶ所から26ですね、マックスで。実際この軽減措置事業ですね、申出法人の一覧はそれ以上の数があると思うんですがこれは利用されていないということなんでしょうか。該当者がそれぞれの法人でなかったということでしょうか。申出一覧に該当する法人数、合計数もあわせて答弁いただいてよろしいですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。今ちょっと登録法人数というのが把握ができていなくて分からないんですが、実際この法人数は23だったり26だったりというところについては実際その法人は実施するということで準備は行っているんですけども対象者がいなかったり。あとは実際に補助金の基準自体が実施法人の中のこのサービスに関する1割負担の額の総

額の10分の1を超える額について補助金の対象になる、というところもあって低所得者の方が少ない場合は実施していても補助の対象にならない、ということで申請がないというところもありますのでそれについては法人数が増減したり、人数が増減したりというのはでてくる、というものになります。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。先程利用者負担軽減措置事業についての数字を報告いただきました。この件についてはコロナの影響は特にないと答弁いただいたんですが、質問要旨(3)コロナウイルス感染症の影響を伺います、ということで通告させていただいたんですがこの分含めて答えいただきたいと思うんですけど、社会福祉法人申出一覧の中にある法人なんですけど令和2年からコロナウイルスの拡大で社会福祉法人もやはり廃業されたところもあると聞いています。その点は先ほど増減なかったということで答弁いただいているんですが、そこも含めて答弁いただいてもよろしいでしょうか。コロナウイルス感染症の影響ですね。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、コロナウイルスの影響については事業自体は社会福祉法人が実施したものについて広域連合として補助金を出す、という事業になりますのでそこにコロナの影響はあるかという直接的な影響はでてない、というのが先程のご回答なんですけど実際実施法人について増減があるかということ、今ホームページにでている数については法人から実際に申請が上がっていて広域

連合に登録した法人になりますのでそれが現時点で変わっているかということと変わっていない状況です。それまで法人についての運営が厳しいところ、事業を実施しないということでやめる場合についてはまた申請があって停止とか中止とかも登録は行ってますのでその辺の増減については今までについてはあったと思うんですけども、今現在ホームページに載っている分からは大きく影響は出ていません。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。では、申し出されている法人の中には廃業とかそういうことはなかったということで承知いたしました。ちなみに低所得者対策業務、この事業なんですけど軽減の事業なんですけど申出一覧に入っている法人の皆さんもそうですし、そうじゃない申し出されていない事業者についてもやはり現状経営が厳しいというのはコロナの期間でもその後でも変わらないと聞いています。コロナ前でも厳しいという声を聞いていましたのでこの軽減されている、先程10分の1が軽減の対象でしたかね。色々何分の何、と答弁いただいているんですが、これをもう少し「補助」という表現でいいでしょうか、増やすということは今後可能性としてあるのでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えします。この質問については事業の軽減の各需要を図る考えはないかというようなところをお聞きしてるかと思うんですけども、令和6年度からスタートいたします事業計画の策定をしてございますけれども、そういった必要があるのであればこの検討委員会の中でも検討して各需要を図っていく

必要があるのであれば検討していきたいという風に考えております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、やはり低所得者の対策のために今回設けられているこの事業かと思いますので。更に低所得者も増えてなおかつ元々低所得者だった方たちももっと更に貧困になってきてる現状が社会の、沖縄県内の現状としても浮き彫りにされているかと思います。その辺ぜひ検討されて令和6年度の施策の中に活かしていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 花城勝男 これで新垣千秋議員の質問を終わります。

続きまして4番 島袋輝也議員。

○4番 島袋輝也 おはようございます。先に通告いたしました一般質問について質問をいたします。介護予防施策について、健康寿命の延伸を図ることが介護予防の重点課題かと思います。現状の取組について介護広域連合、構成市町村との連携した事業等について答弁を求めます。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(1)についてお答えします。介護広域連合では構成市町村が地域の実状を把握し、目指す地域の姿を具体的に目標設定し地域に合った最も効果的な取組方法を考え実行できるように情報交換会、個別相談支援、モデル事業、介護予防研修会等を通

じて伴走支援をしています。構成市町村からの依頼によって市町村が開催する住民向け説明会や通いの場の世話人養成会へ介護広域連合の地域支援事業推進員が講義や実技指導を行う等の支援を行っています。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 答弁ありがとうございます。構成市町村の地域の実状を把握しながら進めているということなんですけども、モデル事業等について構成市町村だけで何ヶ所の市町村がやっているかどうか教えていただきたいと思っています。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。

○総務課長 豊見本勝 島袋議員の再質問にお答えします。モデル事業の方ですが、まず地域マネジメントによる行動支援事業があります。こちらについては令和4年度のものでよろしいでしょうか。令和4年度は本部町、西原町、読谷村が行っておりまして、令和5年度については南城市、今帰仁村、読谷村の方が実施しております。次に生活支援体制整備事業・アドバイザー派遣事業がありまして、そちらについては令和4年度については伊是名村、宜野座村、北中城村が行っており、令和5年度については継続して伊是名村、宜野座村が行っており、北中城村については独自で行っております。広域連合が行っているモデル事業については以上になります。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 モデル事業については進め方につきましては地域の実状というか地域の課題、健康や介護予防等地域に合った現状等を踏

まえた形での改善の目的をもったアドバイザー等が入っての指導とかやっているんでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 今島袋議員のご意見があったとおり地域の実状に応じた内容を確認しながらアドバイス等を行っております。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 わかりました。それから介護に至る要因としましては沖縄県の介護に至る要因の疾患としては血管系の原因による脳卒中であるとか脳梗塞であるとか突然起こるイベントによつての介護に至るケースが多いんですが、これに至る国保関係とかそれから後期高齢者連合との連携した事業はやっているんでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 後期高齢者の保険指導と介護予防の一体的事業、実施事業について市町村の方で健診や利用レセプトの結果等から健康づくりや介護予防に関する要因の分析ができるようになっております。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 後期高齢者連合との連携ですとか市町村との国保関係の連携についてはやっているということで理解してよろしいですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今のご質問なんですけどもこれは医療と介護連携の話かと思うんですけども、高齢者と介護の一体化事業がスタートしてございます。この事業については市町村介護担当課と後期高齢者医療連合との直接の委託契約となってるんですが、広域連合の方とは今のところ関わりがなくて直接高齢者の方と市町村で委託事業契約している形になっております。今のところうちの方で関わってやっているということはございません。以上です。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 では介護広域の方では後期高齢者医療連合と各市町村との健診で異常があった方の訪問とか契約されているかの把握は分からない、ということですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 広域連合の方では特に内容については把握しているということはありません。以上です。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 後期高齢者の医療と国保連合会がやってる医療と契約についてのもの把握していないということなんですけれども、介護に至る要因についてもやっぱりフレイルであるとか様々な要因によって突然介護に陥ることもありますので、ぜひ後期連合さん、それから国保連合さんと KDB のデータベース等しっかり連

携してやっていただきたいと思いますと思うんですがいかがですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 このご質問については医療の分析を各市町村で行っております。その分析をもとにそれぞれの市町村が計画を立ててその内容を後期高齢者広域連合の方と委託契約を結ぶ事業に展開しておりますので、それぞれの市町村の内容が若干少しずつ変わってきております。それでうちの方で把握というのは難しい状況にであるんですけれども、今質問にもあったんですけどフレイルサポーターとかそういった事業、北中城村さんの方で事業を展開してフレイル状態の予防等々を行っているような事例もございます。以上です。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 後期高齢者医療連合とのそれから国保のデータベースの関係につきましては介護保険広域連合では詳細を把握してないということです。今後ぜひ3者連携を密にしていってできるだけ介護に陥らないようなシステムをぜひ構築していただきたいと思います。

次にソーシャルキャピタルを活かした地域の社会連携をいかした健康地域づくりについての質問に移らせていただきます。まず介護予防推進員等を介護広域で養成、認定する考えはないかについて質問いたします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(2)の①に

についてお答えいたします。介護広域連合では介護保険事業計画に基づき地域住民を主体とした介護予防サポーター等のボランティア人材や、各種関係機関との連携による多様な担い手の確保に向けた取組を構成市町村と連携して推進しております。市町村によっては住民主体の通いの場を運営するのに世話人(リーダー)を養成し、配置する方法もあれば、あえて世話人を置かない方が良く考える市町村もございます。世話人を養成する場合でも市町村によって養成研修の内容が様々な状況です。市町村が養成カリキュラムを検討する過程で地域支援担当や地域支援事業推進員が助言するのも市町村の要請に応じて講義や実技の支援を行っております。以上です。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 介護予防推進員等、仮称なんですけれどもその人材育成につきましては市町村の要望に応じて実施しているということですか。選出の方今帰仁村なんですけれども、今帰仁村の方でも保険推進員の養成等市町村でやるんですけど、中々市町村内部の人的な繋がりの中でカリキュラム的にしっかりした資格、通いの高齢者の皆さんもいて適正人というかしっかり介護学的とか生理学的にサポートできるような知識を得られるほどの養成講座がもてないものですからぜひ、介護広域の方で構成市町村から募っていわゆる茨城県の方では県が認定してリハビリ、体操、指導員とかの養成等やっていますのでそのようなやっぱり大きな構成団体のレベルで認定すれば受講する方々もやりがいがある、生きがいをもってできるような地域づくりをできるんじゃないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総

務課長。

○総務課長 豊見本勝 広域連合の方では現在この介護広域の方で養成や認定する考えというのは現時点ではございませんが、これについては先程今帰仁村も色々やったということなので今後広域連合の構成市町村の状況等を確認しながら調査研究しながら検討していきたいと思っています。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 さっきの介護保険計画の中でも「包括ケアシステムの構築」とあって、人材育成とかそれから災害時の備えが必要だということもありますので、ぜひ介護広域の方でこういった人材、健康長寿であれば回復の医療費も抑制できるわけだしそのような面も含めてぜひ、前以前に沖縄県でも脳卒中のリハビリの先生がいらっしゃってその辺り体操を普及した聞いていますのでできれば構成団体の大きな市町村で大きな団体の方でしっかりした指導員を養成すれば地域の方でも、地域の活動でも推進できるものではないかと考えますけれども、それについて再度答弁を求めます。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 島袋議員の再質問にお答えいたします。広域連合の方では介護保険制度や地域支援事業を熟知した職員を広域連合に配置して地域支援事業推進を行っておりますので、そういった方のアドバイス等ができますのでそういった方を中心に色々市町村に対して助言等しっかりやっていきたいと思っています。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 介護予防的な指導員というか推進員の方の養成につきましてはあくまでも市町村の要請に基づいてアドバイスの的にやる、と。養成員の認定についても市町村でやってほしいということによろしいですか。私としてはできたら県レベル、もしくは構成市町村の介護保険運営の方でしっかりしたカリキュラムの中で養成していった方がいいのではと思うんですが、それについては再度答弁求めます。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。この人材確保、地域予防の観点については地域支援事業の一環だと思っておりますけれども、地域支援事業というのはあくまでも各市町村が主体となっておりますのでそこはしっかり市町村の方で取り組む内容になっている、とありますけれどももしかしながら我々といたしましても各団体に良い取組とかを行っている案件をホームページあるいは広報誌等で紹介をしていただいてそれを市町村の方で必要な団体については案内するという取組を進めてください、というようなことで紹介の支援をしているような形で事業を進めております。以上です。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 分かりました。でもある程度支援員、アドバイスをやっているということなんですけれども養成にあたってのカリキュラムの作成とかそういったものの要請や助言とかそういったものは可能でしょうか。それと講師等の派遣も含めて可能かどうか伺います。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務

局長。

○事務局長 金城博文 カリキュラム等については大分専門的なものなので我々でちょっとそれを作るというのは検討してはございませんけれども、専門の先生というのを紹介して案内をかけるという形は行っております。それで今年、先月大阪府の大東市の方で「元気でまっせ体操」という取組もやっております。その担当の課長さんをお呼びして29団体の担当職員を招いて研修会を行ったところでございます。以上です。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 ただいまの質問で概要は分かりました。ただ現在の養成につきましては1回の講座だけではスキルを上げるのは難しいと思うので10コマとかくらいは。しっかりした人材育成、指導の養成とかもできると思いますのでぜひその辺も含めてやっていただきたいと思います。

次に移ります。最後に介護予防に関してなんですけれども1号保険者、2号保険者の生活状況と健康状態等のところ、健康関連要望に関する社会疫学調査を介護広域で行うことで地域の現状を把握することができ、介護予防を図ることができると思うがそのような社会疫学調査等についてはやる考えはないか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(2)の②についてお答えします。健康関連要因に関する社会疫学調査については、国の補助事業等で専門機関において数多くの介護予防や健康づくりに関する社会疫学的調査が行われており、その

知見は「介護予防の手引き」、「高齢者の保健指導マニュアル」等の形で公開され、説明研修会が開催されています。また、各市町村においては毎年「介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況調査」の実施と国への報告が義務付けられています。さらに、少なくとも3年に1度は「介護予防・日常生活支援ニーズ調査」を行っており、これらの調査結果から各市町村における介護予防事業の実施状況や地域住民における要介護リスクの分析が一定程度可能な体制になっています。また、広域連合では構成市町村別の地域分析資料の作成を行い、そのデータをもとに地域の特性や傾向を把握し、構成市町村の担当者へ随時情報を提供しています。しかしながら各市町村や介護広域連合において十分な分析ができていない状況です。今後、より効果的な介護予防を進めていくためにこれらの既存の調査や活用可能なデータを有効活用し、構成市町村への支援を強化してまいります。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 ただいまの答弁である程度把握できました。結局知見をもとに各市町村の介護予防事業を推進していくことができる、ということなんですけれども例えば追跡調査をすることによってどういった生活パターンでいった場合に所得であるとか学歴であるとか家族構成であるとか、こういった社会的要因等を含めた形で介護に陥る原因とか、閉じこもりであるとか鬱であるとか、というような関連要因等を調べるということも必要ではないかなと思うんですが、これについても結局知見をもとに整理して各市町村へ資料提供等やっているとすることで理解してよろしいですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 島袋議員の再質問に
お答えします。先ほど島袋議員もおっしゃっ
たようにこういったものを活用しながら既存の
調査や活用可能なデータを有効活用しながら対
応していきたいと思っております。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 今帰仁村のデータで申し訳
ないんですけど、平成19年、それから平成24
年に65歳以上の高齢者についてのみ5年に1
回原則対面方式での社会疫学調査を行っており
ます。その中でやっぱり見えてきたところでは
ある程度疾病等あっても自分も主観的に健康で
あると思っている方々を追跡した経緯を見ます
と、やっぱりある程度自分でできないことが
あっても近くに支える人、地域で支えるような
環境があれば介護に陥らなくて済むという方々
が増えているので、という分析結果が出ている
と今帰仁村の事例では見れます。それについて
やっぱり形態的に同じような調査をしていると
各構成市町村ごとの状況を構造的に把握でき
て、介護の予防に適応できるんじゃないかと思
うんですが、それについてはどうでしょう。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務
局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。ま
ず、介護に繋がる前に全て疾病医療の方から介
護に繋がってきますのでまず医療の分析をする
のが先になってくると思います。その分析につ
いては市町村の国保担当課の方で見える化シス
テム等々を使って医療の分析を行ってございま
す。その中で先ほど申し上げました後期高齢と
の一体的な事業、そういったものを活かして計
画を策定して介護と一緒に取組んで予防してい

きましょう、ということを手すでにやられており
ますのでそこら辺ご理解いただきたいと思います。
以上です。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 ただいまの答弁で医療的な
面につきましては個人的な要因、例えば個人が
生活習慣病等の要因によって介護に陥るとい
うものは分析可能だと思うんですけども、地域で
環境要因、社会的要因について介護に陥るケー
ス等については医療の原因の追求はできると思
うんですけども、そこに原因に至る背景とか社
会と地域全体の階層とか構造を把握しないと健
康な地域づくり、ひいては介護予防に繋がら
ないのではないのかと思って社会疫学調査を市
町村でやってみたらどうかというのが提案なん
ですけど、そこについて再度答弁をお願いします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務
局長。

○事務局長 金城博文 今のご質問なんですけ
れども、我々が事業計画を策定するにあたって
色んな資料等、色んな統計と数値の確認等も
行ってますので、介護に必要な部分については
それをもとに事業計画を策定しております。そ
れで今議員がおっしゃられてることは要するに
両方の観点の取組が大事じゃないか、というこ
ろが大きなことかと思ってるんですけど、ま
ずこれについては追跡調査とか出てきた場合に
やっぱり医療から介護に繋がっていくことが
ありますので、医療の方で先ほどご説明しま
したけれども国保の担当課の方で分析をいたし
まして、それを介護に繋げるために後期高齢
域連合と一体化事業を進めているということで
ございますのでよろしくお願いします。以上で

す。

○議長 花城勝男 島袋議員。

○4番 島袋輝也 医療と介護利用についての連携を繋げていくことは理解できました。これからぜひ社会的要因等含めて地域の関係性等も含めたものが介護の要因等にプラスになるか含めて今後ぜひ社会疫学調査の取組についてもぜひご検討いただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 花城勝男 これで島袋輝也議員の質問を終わります。

続いて21番 玉城陽平議員。玉城議員。

○21番 玉城陽平 皆さんおはようございます。一問一答の方で進めさせていただくんですが、その前に大体の考え方を共有したうえで質問の方を進めさせていただきたいと思います。

直近3年で総務省において地方公共団体人材育成ですとか人材評価の関係の研究会が行われておりまして、その中で人材育成や人材マネジメントに関する議論が様々行われているんですが、その研究結果がガイドブックという形でまとまって公開されました。また、新聞報道の方でも1997年に人材育成基本方針が定められているんですが、その抜本的な見直しをしていく必要がある、それがこの秋にも出てくるような記事が出ております。その中でデジタル化への対応ももちろんそうなんですけれども、それに加えて社会課題の複雑化、高度化、そういったものに取り組んでいく行政組織においても民間が進めてきたような人材資源の最適な活用、という形で人材マネジメントが重要になって、という風に指摘がされております。広域連合においては各市町村からの派遣職

員、専任の職員がいて派遣職員の有働性の長さ2年3年で交換、異動が起こることから一般の市町村行政よりも中々人材マネジメントの方が難しいとは思ってるんですけども、そういう組織だからこそ人材マネジメントというところには非常に注力して取組んでいく必要があるだろうという風に考えながら今回の一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問事項、広域連合における人材マネジメント施策を問う。質問要旨1 構成市町村からの派遣職員、広域連合の専任職員の構成はそれぞれどうなっているか答弁をお願いします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(1)についてお答えいたします。構成市町村からの派遣職員、広域連合採用職員の構成は派遣職員が38名、広域連合採用職員が12名となっております。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 それでは答弁の方ありがとうございます。再質問の方させていただいたんですが、広域連合の専任の職員で一般の行政職の方と保険に関する専門職の方、これがそれぞれ何人ずついるのか聞かせてください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。広域連合採用職員の構成は一般の職員が8名、保健師が5名の合計12名となっております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 ありがとうございます。
それでは管理職においての専任と派遣がどのような割合で構成されてるのかお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 管理職は5名いまして4名が派遣職員、1名が広域の採用職員になっております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。
ただいまの答弁をいただいて、大まかな職員の構成を把握することができました。ありがとうございます。過去に移っていくんですけども派遣職員、専任職員それぞれの経験してきた職務履歴を把握してるかどうか、こちらお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 職務履歴の方は把握しております。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 履歴の方、同じ内容の再質問なんですけれどもこの履歴の方はこういった形で把握して記録等そういったものもされてるのかどうかお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総

務課長。

○総務課長 豊見本勝 派遣職員につきましては派遣依頼を行った時に職務履歴を確認していただいております。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。
(3)の方にも繋がっていったので(3)の方のご質問をしたいと思います。派遣職員専任職員それぞれが職務履歴を考慮して能力を発揮できるような職員配置をしているか、こちらお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 派遣職員及び広域連合採用職員、それぞれの職務履歴を考慮して能力が発揮できるよう職員配置になるように努めています。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁の方ありがとうございます。
派遣職員の方々それぞれ市町村から派遣されてきて様々なところでの業務を重ねていて、その中でこちらに異動してくる時にそれぞれがこれまで経験してきたこと、構成市町村の方では会計のこと、こちらでもなるべく会計の方に、という風なそれぞれが経験してきたことが上手く活きるような配置ができていれば業務自体もよりスムーズに進むかと思いますので、ぜひそちらの方もこれからは努力していただければと思っております。その中でもどうしても当てはめることが難しいような場合もあるとは思いますが、それが少しでも関連づく

ようにですとか経験値が少しでも活きるような配慮をぜひお願いしたいなと思っておりまして。というのも最近特に20代とか30代とかそういうところで顕著ではあると思うんですけども、以前に比べて転職をするだとか様々な職を変わっていく中で自分のキャリアを構築していく、ということがもう比較的当たり前の時代になってきている、というのを考えておりまして、その中で自分がこれまでやってきたことが上手く活かないとか、自分のキャリアが上手く構築されていかない、という風なところから別の職場に移っていく、ということが割と一般的な傾向になってきていると思っているんですね。まずは行政職員の皆さま方の方で、どうしてもこれまでは異動の中でそれぞれの場所で自分の責務を発揮する、というのが基本的な原則で当然の責務である、という風なところは理解はしているんですけども今後そういう傾向がどんどん、もっともっとより一般的になってくるとどうしても異動の中で納得がいかないから別の職業に、ということが発生してしまうだろう、ということを非常に懸念しておりまして優秀な若い方々からどんどん出ていくことがありえるんじゃないか、という風に思っておりますので今回の3番目の部分、答弁の中でも考慮してやっていただいている、ということではありましたが今後更にそれをもっともっと強めていけるようお願いしたいと思います。こちらいかがでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。派遣される職員等のキャリア、以前の職務等も踏まえてそういったところも考慮しながら能力が発揮できるよう、職員配置に努めていきたいと考えてます。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

(4)の方に移っていきたいと思います。派遣職員専任職員それぞれの方々がいらっしゃって適切な人材育成ですとかマネジメント、これが他の市町村と比べても難しい部分があると思います。現状どのような課題があると考えてるかお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 派遣職員・広域連合採用職員に関わらず介護保険事業を企画運営するにあたっては、市町村職員と同一の視点で職務を遂行することが必要であると考えことから、住民視点を持ち、住民ニーズを先取りできる職員。将来に対する問題意識を持ち、環境の変化に対応できる職員。情熱と使命感を持ち、意欲的に行動できる職員を目指し、人事評価制度において能力評価、業務評価、人材育成の項目評価を設定し、職員の資質向上に努めております。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。こちら検討して進めていく段階でもすぐに完成、というわけではなくこれからどんどんどんどんブラッシュアップしていきながら磨き上げていくものである、という風にも理解していますし、そういった方向を国としても出している所以このガイドブックですとかこういったものが出てきている。だからこそこれから2年、3年かけながらもっともっと磨き上げてい

く必要がある部分ではあると思っておりますので、ぜひこちらも今後継続していった努力を続けていただきたいと思います。その中でまた再質問させていただきたいんですけれども、一般的な市町村の行政組織と比べたときに広域連合において職員構成の特殊性、これがまずあると思ってるんですね。最初の方にお聞きした派遣職員とそれから専任の職員がいるとかそういったところですね。構成市町村の人材育成方針、これを踏襲していくことはもちろん大事なことだとは思いますが、広域連合の組織の特殊性を鑑みた場合に広域連合独自の人材育成の在り方、これも方針として具体的に定めていく必要があるんじゃないか、という風に考えるんですけれどもこちらいかがでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今のご質問なんですけれども、令和２年度に「沖縄県介護保険広域連合人材育成基本方針」を定めて、それに則って職員の育成に努めているところであります。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○２１番 玉城陽平 すでに令和２年度の方で策定されている、というところすみません私の方で確認不足でした。ありがとうございます。またこれも総務省の方から新しいものが出てくると思いますので、それも踏まえながら随時改定していくような作業も必要だと思っております。その定めたものが適切に実行されていてその中で確かに職員が育っているかどうか、ということを確認していきながら検証していく、そういったことも必要だと思います。

すけれどもこちらどのように考えているかお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 こちらの方は具体的な手法といたしまして、人事評価の方で先ほども答弁しているんですけれども、３つの評価項目を設けて育成計画を網羅した形の内容となっておりますので、その中でしっかり評価を行いながら職員の育成に努めているというところでございます。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○２１番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。こちら評価の項目の方設定して評価していく、ということだったと思うんですけれども、何かこう２年に１回検討していくとかそういった定期的な検証作業等に入るのか、あるいはその担当の委員会等があるのかそういったところはいかがですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 今のご質問なんですけれども、これは人事評価の定期的な見直しのお話をおっしゃっていますか。それとも育成計画の方ですか。

お答えします。人事評価については年２回この中で目標設定を行ってこれについての評価を行っております。あと、育成計画の方については先ほど議員からもありましたけれども、総務省が出したガイドブック等々とも照らし合わせながら今後改正の内容等必要であれば検討していきたいという風に考えております。以上で

す。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。これから新しいものが入ってくる中でその都度検証していくっていうのは難しいと思うんですけども、ぜひこちらの方努力をお願いします。

次の(5)の方に移っていきたいと思います。広域連合の職員の皆さまの中でも派遣職員の皆さまに関して数年で異動する、ということがどうしても発生すると思うんですけども、派遣職員のエンゲージメント、組織に対する貢献ですとか組織に対する愛着ですとかそういったものを引き出すための施策はどのようなものがあるかお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(5)についてお答えします。派遣職員のエンゲージメントを引き出すための施策としては、沖縄県市町村職員研修センターが実施する職員研修への参加によるスキルアップに加え、職員個人が職務に対する「目標による管理」の手法を踏まえた人事評価制度を活用し、「職員に求められる能力・行動」をしっかりと評価することによって、派遣職員の組織や仕事(口頭で人事)へのモチベーションを高められると考えております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。関連するところでもあるので(6)までまた続けて質問したいと思います。令和5年3月

に総務省の方から地方公共団体における人材マネジメント推進のためのガイドブックが出ました。この中で複線型人事制度が紹介されています。派遣職員はゼネラリスト、専任職員はスペシャリストといった形での育成もあり得るかと思いますが、こちら現状はどうなっているのでしょうか。お聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(6)についてお答えします。当広域連合の現状は、派遣職員はゼネラリスト、広域連合採用職員はスペシャリストといった明確な形での育成は行っておりませんが、広域連合採用職員の専門職である保健師は、特定分野で高い能力を発揮する人材を育成するため、主に認定課や業務課を中心に配置し、それ以外の事務職員については幅広い経験を備えた人材として各課を定期的に異動しながら、主に介護保険全般の業務に精通するような職員の育成に努めています。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。この組織の中で派遣職員、専任職員とそれから専任職員の中でも一般行政の職員と保健職の職員の方々がいらっしゃって、その中でも管理職に移っていく方々もいらっしゃると思うので、組織全体が上手く把握しながら進めていけるような組織体制として運用されているんだろうな、という風には推察はしております。その中で再質問なんですけれども、この派遣職員の方々と専任職員方々それぞれの強みですとか弱みですとか、そういった部分をどのように考えていてそれが組織の中でどういう風に補強し合うような関係になっているのか、こちら考え

をお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 まず、派遣職員の弱みといえますか、行政経験の豊富な職員から採用されたばかりの職員も派遣されており、全ての派遣職員が介護保険業務を経験しているわけではない、ということがやはりこちらでも弱みではないかなと思います。あと、派遣職員の強みとしてはやはり色々な業務を経験している、というのは介護保険業務以外のこともしっかりやっているということでこちらでもいずれ業務に際して色々なことに活用できる、というのは強みだと考えております。

○議長 花城勝男 休憩します。

休 憩（午前 11 時 20 分）

~~~~~

再 開（午前 11 時 20 分）

再開します。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。まず広域連合採用職員については介護保険に対する専門的な知識を身につけるところが強みかなという風に考えてございます。弱みについては広域職員については介護に特化した事業しか見てございませんので、市町村のように幅広い行政を見れないというところがちょっと弱みになっているのかなというようなところを感じております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 先ほどの再質問のそれぞれのよう補強し合う形になっているか、と

いうところもしあればお聞かせいただけますか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。先ほども総務課長の方から答弁あったかと思うんですけれども、市町村から派遣される職員については幅広い職歴の方々が派遣されておりまして、必ずしも介護保険を経験してきた職員ではございませんのでそういったところを広域連合採用の職員と仕事を教え合いながら知識を高めていっている、というところでございます。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。例えばなんですけれども、派遣職員の方の中で社会教育の分野で業務を積んできた方がこちらに異動してきた際に通いの場づくりとか、そういうところの中でも介護保険としての取組だけではなくて地域保健とかそういった取組だけではなくて、社会教育の分野ではどういうことをしていてそれとはどういう風に連携できるのか、とかそういったところも含めて派遣職員の皆さまと専任職員の皆さまの専門性が上手く交わるような形で組織運営が行われていただけだと非常にありがたいという風に思っております。その中でもなんですけれども、今後の地域包括ケアシステムどんどん進化させていかなければならない、その場合にそれぞれの地域に合った仕組みを作っていく、といういことが必要でしかもその地域に合った仕組みに対して指導や助言を行っていく、ということも専任職員の皆さまが果たすべき専門的な役割だとして存在していると思っています。このところ非常

に重要だと思っております、その点から考えると専任職員の数を増やしていくということも必要なんじゃないか、という風に思うんですけども、こちらいかがでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 広域連合の職員の採用については現在は12名なんですけど、今後15名まで増やす計画をもっております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。これからまた人が増えていく、ということでそれぞれ専門性を持った方々が育っていきながら、派遣職員の皆さまとお互いの専門性を共有して組織として強い体制になっていくことが期待されるなと思っております、今の答弁非常にうれしく思っております。それに加えてなんですけれども、派遣職員の皆さまにおいても例えば3人派遣とか2人派遣とか1人派遣とか、それぞれ地域の人口によって数は違うと思うんですけど、例えば3名派遣の市町村において1名は高齢者福祉ですとか、保健行政ですとかすでにそういったところで経験している方を派遣してもらって、そういったことができれば各市町村の現場感覚を持ち寄っていただいて、なおかつ即戦力として広域連合の組織的な運営に貢献することができるんじゃないか、そのように考えているんですけども、こういった経験者枠の設置、これを派遣元の市町村に要請することができないか、こちらいかが考えますか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今のご質問なんですけれども、派遣職員の終了の段階で派遣元の市町村に出向いて人事担当課の方と協議を行います。その時に我々の要望も伝えておりますので、その時に必要な職歴を有した職員の要望は出しておりますけれども、派遣元の市町村にも諸々の事情がございましてそういった職員が派遣されない場合もございますので、そこはちょっと流動的なところがございまして。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように要請をする場がまずあるということと、それからそれぞれ市町村の状況によって可能な場合もあれば不可能な場合もあって、調整しながら行っているものだということを理解しました。ぜひこれからも協議の場で要望の方、継続的に出していきたいようよろしくお願いします。

次の質問の方に移っていききたいと思います。（7）ですね。前回の2月の議会の方で、デジタル人材の育成に関する施策の充実を求めましたが、こちらどのように進んでいるかお聞かせください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の（7）についてお答えします。デジタル人材の育成に関する施策については今年度より自治体DX担当職員1名を配置し、オンライン等で実施される様々な研修等を受講する等、人材育成に努めております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。実際にDX担当の方が配置されて今学んでいらっしゃるということで、非常にうれしく思います。ありがとうございます。それに加えての再質問なんですけれども、この内部における人材育成・人材配置の部分に加えて入口での戦略として人材採用の段階で、例えばITパスポートとかそういったIT系の国家資格持ちを優遇する、といった形での採用においてもデジタル人材確保に向けた取組を行うことができるんじゃないか、という風に考えるのですがこちらいかが考えますか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。IT関連の職員というのはとても重要なものになりますので、今後こういった関連の職員の採用を検討していきたいと思ってます。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。こちらこれから検討していただけるということで、こちらもうれしく思います。あの、保健に関する専門職の方ですとか様々な方がここに入る段階でITに関する知識をちゃんと学んでここに来ることが重要なんだ、という風に理解していただく、そのためのメッセージをこちらからも出していく、そういう風なコミュニケーションも非常に重要だと思いますので、ぜひこちらの方検討・研究の方よろしく願いします。

それからなんですけれども、現在DX担当の方配置されたということだったんですけれど

も、この方は派遣職員なのかとか専任職員なのかとか、そういったところもう少し詳しくお聞かせ願えますでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。この方は一応派遣職員になっておりますので、今年度4月から派遣された職員になります。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。派遣職員の方でこれから学んでいらっしゃる方ということだったと思うんですけれども、できればこの介護保険広域連合の専門性とか業務の内容に精通した方が継続的に関わっていくという体制も重要だと思いますので、ぜひ専任職員の方でもデジタル分野における専門職の採用ですとか専門職としての配置、そういったことも検討していただきたいのですがこちらはいかがですか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えします。専任の職員の採用についてはしっかり検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。これから人材育成方針ですとかそういったこともあわせながら検討していくものだと思いますけれども、これからの介護保険広域連合

の業務が非常にもっともっと深いもの、専門性の高いものになっていくために必ず必要な職だと思いますので、ぜひこちらの方力を入れていただきますようよろしくお願いします。そのデジタルに関するところと目標管理に関するところでもう一つだけ提案したいんですけども、こちらのガイドブックの方、人材マネジメントのガイドブックの方でも「HRテクノロジーの活用」ということが掲げられているんですね。「HR」というのは「ヒューマンリソース」の略でして、人材開発ですとか人事のマネジメントにおけるテクノロジーの活用という風なものになっております。民間の方でも今人事DXという形でこの分野、非常に盛り上がっているんですね。これが入ってくることによってこういった職員の方がまずいるのか、それぞれの方がどういう能力値なのか、どういうことを専門性として高めてきたのか、ということもより把握することができやすくなって、組織として今どういうところを伸ばさなきゃいけないのいか、ということも管理職の皆さんが非常に把握しやすい、そういう風なツールなんですね。それから、職員の皆さまの方でもこのままこっちでこの場所で学習を重ねてキャリアを積み重ねていくとどういう風な方々の状態になるのか、という風なキャリアも見えるような仕組みとしてそういったものが提案されてるんですね。このガイドブックの方でも3つの見える化を大事にしてほしい、という風な形で対応策の方を出されておまして、こちらこの「HRテック」、こっちの方もぜひ研究して人事のマネジメントの方を効率化していく、そういう風な取組を進めていただきたいという風に考えるんですけども、こちらいかがでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。

○総務課長 豊見本勝 再質問にお答えしま

す。「HRテック」の活用についてもしっかりと前向きに検討していきたいと思っています。以上です。

○議長 花城勝男 玉城議員。

○21番 玉城陽平 前向きに検討していただけるということでありがとうございました。県外の方でもいくつかもう事例が出てきていますので、そちらの方も研究していきながら良い組織運営に貢献していくことができればいいなと思っておりますので、ここまでで私の一般質問をお終いにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 花城勝男 これで玉城陽平議員の一般質問を終わります。

最後に22番 新垣幸子議員。

○22番 新垣幸子 皆さんこんにちは。22番新垣幸子です。通告書に従いまして一点三項質問いたします。

まず、主任介護支援専門員の充実配置の促進について。(1)居宅介護支援事業所の管理者要件に係る令和3年度以降の配置(口頭で配慮)措置について中山間地域や離島等においては、管理者を主任ケアマネージャーとしない取扱いとすることも可能であるとありますが、詳しい内容をお聞かせください。

(2)令和9年4月1日から、管理者は主任ケアマネージャーであることが必要ですが、構成市町村の現状はどのようになっていますか。

(3)介護支援専門職員及び主任介護支援専門員が不足する中、その確保について、特に離島では喫緊の課題となっておりますけれども、具体的にどのような対策をお考えですか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 では新垣議員の質問にお答えいたします。

まず（１）居宅介護支援事業の管理者要件についてお答えいたします。主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの推進及び介護支援専門員の助言・人材育成等重要な役割を担っております。平成30年度介護報酬改定において管理者要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更しましたが、令和3年3月31日まで適用を猶予する経過措置が設けられました。令和3年4月1日以降についてはいずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが要件となりましたが、次の２点について要件を満たせば管理者を介護支援専門員とすることを可能としています。

１つ目に主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、今後の「管理者の確保のための計画書」を保険者に提出し、やむを得ないと判断した場合。２つ目に特別地域居宅介護支援加算または中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合が該当となります。また、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予していきます。

続きまして、ご質問（２）構成市町村の主任ケアマネージャーの現状についてお答えします。令和3年度以降新規指定の際には主任介護支援専門員の管理者要件として判定基準を行っております。令和5年8月1日現在、主任介護支援専門員不在による「管理者確保のための計画書」が提出されている事業所は8事業所になります。引き続き主任介護支援専門員の配置が

困難なケースについては再度計画書を提出してもらいますよう、依頼しております。

続きまして、ご質問（３）介護支援専門員及び主任介護支援専門員の離島の対策についてお答えします。介護支援専門員の養成につきましては、沖縄県において養成研修を実施しており、離島等地域においてもリモート等で行えるよう要請を行っております。広域連合では離島等支援業務として介護サービス事業者の渡航経費の補助・支給を行い、離島等における介護サービスの確保に努めております。以上で終わります。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○22番 新垣幸子 再質問いたします。まず（１）なんですけれども、著しく場合とか、あと加算が出来る場合ですとか先ほど回答があったんですけれども、承知いたしました。

（２）の件に関してなんですけれども、不在の方が8ヶ所あるということなんですけれども、この件はまた今後進めていくように周知のほどよろしくお願ひしたいと思っております。私たち久米島の現状なんですけれども、2名は主任ケアマネージャー、1名は現在今年研修を受けるということを聞いております。ですので、その件は先ほど申しましたように周知の方をまたよろしくお願ひいたします。

（３）ですけれども、まずその前に久米島の現状を述べてみたいと思っております。居宅介護支援事業所は4事業所あり、計5名の介護支援専門員が在籍しております。広域連合の離島支援事業補助金を活用し、沖縄本島の居宅介護支援事業所の5事業所、計7名の介護支援専門員が定期的に来島しております。また、介護支援専門員だけでなく受験資格要件でもある介護福祉士の有資格者も不足してるため、令和4年度に介護職員実務者研修や介護に関する入門的



研修も行われております。あわせて、沖縄県では久米島高校生を対象とした介護職員初任者研修も夏休みに行われている、ということです。

以上のような状況ですけれども、2点お伺いしたいと思います。まず1点目ですが、直接介護に携わる介護職員に対しては処遇改善加算がありますけれども、居宅介護支援専門員は対象外となります。仕事量や内容に見合っていないので、受験者も毎年減ってるということです。このことについてご見解をお伺いしたいと思います。

**○議長 花城勝男** 答弁を求めます。大城業務課長。

**○業務課長 大城朝敏** お答えいたします。今の質問についてはこの離島等の加算については居宅が対象外であるということで、対象外についてどう考えているかというところだと思うんですけれども、実際居宅の加算とか色々な給付の加算等についてはですね、広域連合でじゃあこの加算を実施します、とかいうのは中々難しい状況もありますのでその件について新たにづくっていく、いけないというのは中々難しいところである状況ですね。すみません、以上です。

**○議長 花城勝男** 新垣議員。

**○22番 新垣幸子** この件ですけれども、関係団体からもこの件の要望がありまして、広域連合の方からも国なりに要請ができないかどうか、というのはいかがでしょうか。

**○議長 花城勝男** 答弁を求めます。金城事務局長。

**○事務局長 金城博文** お答えいたします。この加算については現在我々の方で特に検討とか

議論したことはございません。そういったことでございますので、もし必要があればですねそういった検討も重ねて県関係団体に要望はしていきたいという風に考えております。以上です。

**○議長 花城勝男** 新垣議員。

**○22番 新垣幸子** ぜひとも県や国の方に要望と検討をよろしく願いいたします。

続きまして2点目ですけれども、沖縄県において令和4年度の島しょ地域介護人材確保対策事業を実施しております。介護専門職員受入支援ですとか、介護専門職員採用活動支援、介護職員初任者研修等の開催支援、それから介護支援専門員等研修受講支援及びオンライン研修環境整備支援がありました。そういったことがあったんですけれども、その後のこの事業の効果について沖縄県の方から情報を得ていますでしょうか。お伺いいたします。

**○議長 花城勝男** 答弁を求めます。大城業務課長。

**○業務課長 大城朝敏** お答えいたします。今の様々な、離島についてはですね県の方が色々な研修の方向性しているというのは聞いているんですけれども、その研修やった結果どうだったかという細かいところについてはですね、報告の方は受けておりません。

**○議長 花城勝男** 新垣議員。

**○22番 新垣幸子** 承知いたしました。ただこういう事業がどんどん入ってきておりますので、情報等も取っていただきたいなと思っています。私が今回この介護支援専門員の確保に関していかにしたら良いかをずっと考えあぐねて

おりまして、質問をいたしました。今回久米島の居宅介護支援事業所やヘルパー事業所、地域包括支援センターにも問い合わせしましたところ、介護支援専門員や介護職員が不足をしているという状況である、ということで切実に訴えておりました。久米島だけではないです、他の県内も、全国的にもそう言われておりますけれどもやっぱりこれは喫緊の課題でありますので、今後構成市町村と情報交換をしながらですね、取組を強化していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上、私の質問を終わります。

**○議長 花城勝男** これで新垣幸子議員の質問を終わります。

少し早いですがしばらく休憩をします。午後再開を午後 1 時 30 分から再開します。よろしくお願いいたします。

休 憩（午前 11 時 45 分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 30 分）

○議長 花城勝男 日程第 7 議案第 8 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第 8 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 1 号）をご説明いたします。令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,137 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 519 万 6 千円とする。

第 1 条第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区

分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。令和 5 年 8 月 10 日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

今回の一般会計補正予算（第 1 号）の増額補正の主な内容については、歳入では低所得者の保険料軽減措置負担金、社会福祉法人による利用者負担減免措置事業等の精算分、また令和 4 年度一般会計決算により生じた決算剰余金の繰越金、及び財源調整を行うための財源調整繰入金等を計上しております。歳出では機構改革に伴う南北認定事務所長 2 名分、及び人事異動に伴う人件費の減、財政調整基金として令和 4 年度分の剰余金の基金への積立分、また令和 4 年度に実施した各種事業の償還分等を計上しております。

それでは詳細についてご説明いたします。事項別明細書の 5 ページをお開きください。7 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金 7,580 万 1,000 円の増額補正を計上しております。内容としては、財源調整を行うため財政調整基金からの繰入を行っております。

8 款 1 項 1 目 繰越金 4,479 万 3,000 円の増額補正を計上しております。内容としては、令和 4 年度決算剰余金の繰越分となっております。

9 款 3 項 2 目 過年度収入 2,078 万 2,000 円の増額補正を計上しております。内容としては、市町村事業費負担金、障害者支援区分審査判定負担金、低所得者保険料軽減負担金の令和 4 年度負担金確定に伴う追加負担分となっております。歳入は以上でございます。

6 ページをお開きください。歳出をご説明いたします。2 款 1 項 1 目 一般管理費 724 万 8,000 円の減額補正を計上しております。内容としては、2 節給与、3 節職員手当等、4 節共済費では機構改革に伴う課長職の廃止及び人事異動に伴う人件費の減、また 13 節使用

料及び賃借料においては電気料金改定に伴う増額補正となっております。

2 款 1 項 4 目 財政調整基金 2,239 万 7,000 円の増額補正を計上しております。内容としたしましては、令和 4 年度決算剰余金の一部を積み立てる内容となっております。

7 ページをお開きください。2 款 3 項 1 目 調査認定費 207 万円の増額補正を計上しております。内容としたしましては、8 節旅費離島出張に係る調査員の旅費及び 10 節需用費で北部認定事務所、南部認定事務所の電気料金改定に伴う光熱費の増額補正を計上しております。

8 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目 償還金及び還付加算金 1 億 443 万 9,000 円の増額補正を計上しております。内容としたしましては、令和 4 年度の実績確定に伴う各種事業及び負担金の市町村に対する償還金となっております。

4 款 3 項 1 目 繰出金 1,971 万 8,000 円の増額補正を計上しております。内容としたしましては、令和 4 年度低所得者保険料軽減分の確定に伴う特別会計に対する繰出金となっております。歳出は以上でございます。

これで議案第 8 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終了いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 花城勝男 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第 8 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第 9 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第 1 号）をご説明いたします。令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18 億 5,053 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 389 億 5,509 万 3,000 円とする。

第 1 条第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一俵歳入歳出予算補正による。令和 5 年 8 月 10 日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

今回の特別会計補正予算（第 1 号）の増額補正の主な内容については、歳入で低所得者保険料軽減繰入金の過年度分、令和 4 年度決算剰余金の繰り入れ、また令和 4 年度実績確定に伴う介護給付費及び各種事業に係る各市町村負担金等の追加負担分を措置しております。

歳出では給付費準備基金として令和４年度決算剰余金の積立及び令和４年度実績確定に伴う介護給付費及び各種事業の国と負担金を計上しております。

それでは詳細についてご説明いたします。事項別明細書の５ページをお開きください。歳入をご説明いたします。８款２項１目 低所得者保険料軽減繰入金 １,９７１万 ８,０００円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、令和４年度低所得者保険料軽減分の確定に伴う一般会計からの繰り入れ分となっております。

９款１項１目 繰越金 １７億 ４,４９２万 ９,０００円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、令和４年度決算剰余金の繰越を行う内容となっております。

１１款３項３目 雑入 ２４万 ７,０００円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、令和４年度の実績確定に伴う地域支援事業費の市町村追加負担分となっております。

１１款３項４目 過年度収入 ８,１１３万 ８,０００円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、令和４年度実績確定に伴う過年度分の介護給付費市町村負担分、及び支払基金交付金の追加負担となっております。歳入は以上でございます。

６ページをお開きください。歳出をご説明いたします。５款１項１目 給付費準備基金積立金 ９億 ２,４２４万 ３,０００円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、歳入９款の前年度繰越金の一部を介護給付費準備基金へ積立てる内容となっております。

７款１項２目 償還金 ９億 ２,６２８万 ９,０００円の増額補正を計上しております。内容といたしましては、令和４年度実績確定に伴う各種事業及び介護保険給付費の精算返還金を計上しております。歳出は以上でございます。

これで議案第９号 令和５年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第１号）の説明

を終了いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 花城勝男 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第９号 令和５年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第９号 令和５年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第９ 認定第１号 令和４年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 認定第１号 令和４年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。一般会計については主な広域連合の事務経費、及び調査認定に係る経費を計上してございます。令和４年

度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算書については令和5年6月26日に実施いたしました。審査の結果、監査員の判断と意見として一般会計の歳入歳出決算書、決算事項、事項別明細書、実質収支に関する調書、定例監査調書、主要な施策の説明書を関係帳簿と照会・照合し、照合した結果その係数は正確であり予算執行、収支事務処理、財産管理も適正になされており、各種の事務事業は所期の成果を収めていると認められるとの報告がございました。

それでは決算書の1ページ、2ページをご覧ください。歳入決算については歳入合計欄をご覧ください。予算現額16億8,720万円。調定額・収入済額共に16億8,169万7,290円。予算現額と収入済額との比較では505万2,710円の減となっております。また、前年度決算額と比較いたしますと、7,444万8,871円。4.6%の増となっております。

3ページ、4ページをご覧ください。歳出決算について、歳出合計欄をご覧ください。予算現額16億8,720万円。支出済額16億2,590万3,709円。不用額6,129万6,291円。予算現額と支出済額との比較では不用額同額となっております。また、前年度決算額と比較いたしますと、6,204万8,908円。4.0%の増となっております。

少し飛びますがけれども、29ページをご覧ください。令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計実質収支に関する調書。歳入総額16億8,169万7,290円。歳出総額16億2,590万3,709円。歳入歳出差引額5,579万3,581円。実質収支額、歳入歳出差引額と同額でございます。

詳細についてご説明いたします。5ページ、6ページにお戻りください。

1款1項 負担金。予算現額10億9,604万3,000円に対し、調定額・収入済額共に10億9,781万7,004円。

2款1項 手数料。予算現額226万1,000円に対し、調定額・収入済額共に263万5,100円。

3款1項 国庫負担金。予算現額3億1,090万5,000円に対し、調定額・収入済額共に3億1,090万5,375円。

7ページ、8ページをご覧ください。

3款2項 国庫補助金。予算現額197万2,000円に対し、調定額・収入済額共に予算現額同額となっております。

4款1項 県負担金。予算現額1億5,545万2,000円に対し、調定額・収入済額共に1億5,545万2,687円となっております。

4款2項 県補助金。予算現額2,129万7,000円に対し、調定額・収入済額共に1,353万2,000円となっております。

続きまして、7款1項 基金繰入金。予算現額2,965万8,000円に対し、調定額・収入済額共に予算現額同額となっております。

9ページ、10ページをご覧ください。

8款1項 繰越金。予算現額4,339万3,000円に対し、調定額・収入済額共に4,339万3,618円となっております。

続きまして、9款3項雑入。予算現額2,621万4,000円に対し、調定額・収入済額共に2,633万1,506円となっております。歳入は以上でございます。

11ページ、12ページをご覧ください。

歳出をご説明いたします。1款1項議会費。予算現額326万9,000円に対し、支出済額289万7,525円。不用額が37万1,475円となっております。

2款1項 総務管理費。予算現額4億7,952万8,000円に対し、支出済額4億7,283万4,334円。不用額669万3,666円となっております。

17ページ、18ページをお開きください。

2款2項 賦課徴収費。予算現額7,479万7,000円に対し、支出済額6,702万7,026円。不用額776万9,974円となっております。

19ページ、20ページをお開きください。

2款3項 調査認定費。予算現額2億9,809

万 8,000 円に対し、支出済額 2 億 6,849 万 3,166 円。不用額 2,960 万 4,834 円となっております。

2 款 4 項 給付管理費。予算現額 1,154 万 2,000 円に対し、支出済額 1,025 万 6,442 円。不用額 128 万 5,558 円となっております。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

2 款 5 項 低所得者対策費。予算現額 1,180 万 8,000 円に対し、支出済額 763 万 2,238 円。不用額 417 万 5,762 円となっております。

2 款 6 項 趣旨普及費。予算現額 1,311 万 9,000 円に対し、支出済額 1,307 万 7,298 円。不用額 4 万 1,702 円となっております。

23 ページ、24 ページをご覧ください。

2 款 7 項 離島等支援事業費。予算現額 1,383 万 2,000 円に対し、支出済額 965 万 1,183 円。不用額 418 万 817 円となっております。

2 款 8 項 障害支援区分認定等事業費。予算現額 1,511 万 5,000 円に対し、支出済額 1,447 万 3,358 円。不用額 64 万 1,642 円となっております。

続きまして、2 款 9 項 地域支援事業費。予算現額 70 万 9,000 円に対し、支出済額 38 万 7,149 円。不用額 32 万 1,851 円となっております。

25 ページ、26 ページをご覧ください。

4 款 1 項 償還金及び還付加算金。予算現額 1 億 1,843 万 1,000 円に対し、支出済額 1 億 1,842 万 8,237 円。不用額 2,763 円となっております。

続きまして、4 款 3 項 繰出金。予算現額 6 億 4,387 万 3,000 円に対し、支出済額 6 億 4,074 万 5,753 円。不用額 312 万 7,247 円となっております。

5 款は予備費となっております。歳出は以上でございます。

これで認定第 1 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の説明を終了いたします。審議のほどよろしく願いいたし

ます。

○議長 花城勝男 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 1 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、認定第 1 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

日程第 10 認定第 2 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 認定第 2 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。特別会計については主に介護保険給付費、地域支援事業に係る経費を計上しております。決算の認定の意見書につきましては一般会計同様ですので説

明を省略させていただきます。

それでは決算書の1ページをご覧ください。
歳入決算について歳入合計欄をご覧ください。
予算現額 379 億 4,232 万 3,000 円。調定額 381 億 4,055 万 1,402 円。収入済額 377 億 6,240 万 7,840 円。不納欠損額 1 億 3,602 万 3,300 円。収入未済額 2 億 4,212 万 262 円。予算現額と収入済額との比較で 1 億 7,991 万 5,160 円の減となっています。また、前年度決算額と比較いたしますと、13 億 4,497 万 272 円。3.7%の増となっております。

3 ページ、4 ページをご覧ください。歳出決算について歳出合計欄をご覧ください。予算現額 379 億 4,232 万 3,000 円。支出済額 359 億 9,897 万 8,648 円。不用額 19 億 4,334 万 4,352 円。予算現額と支出済額との比較で不用額と同額となっております。また、前年度決算額と比較いたしますと 7 億 4,230 万 8,597 円。2.1%の増となっております。

25 ページをお開きください。

令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計実質収支に関する調書。歳入総額 377 億 6,240 万 7,840 円。歳出総額 359 億 9,897 万 8,648 円。歳入歳出差引額 17 億 6,342 万 9,192 円。実質収支額、歳入歳出差引額と同額でございます。

詳細についてご説明いたします。5 ページ、6 ページにお戻りください。

歳入をご説明いたします。1 款 1 項 介護保険料。予算現額 75 億 3,979 万 8,000 円に対し、調定額 82 億 6,598 万 5,393 円。収入済額 78 億 8,784 万 1,831 円。不納欠損額 1 億 3,602 万 3,300 円。収入未済額 2 億 4,212 万 262 円。還付未済額 7,504 万 9,316 円でございます。また、現年度分の徴収率については、令和 3 年度徴収率 97.88%から 0.09 ポイント上昇し、97.97%となっております。

続きまして、2 款 1 項 負担金。予算現額 46 億 886 万 3,000 円に対し、調定額・収入済

額共に 46 億 886 万 2,567 円となっております。

7 ページ、8 ページをお開きください。

3 款 1 項 国庫負担金。予算現額 61 億 4,169 万 3,000 円に対し、調定額・収入済額共に 61 億 7,144 万 191 円となっております。

3 款 2 項 国庫補助金。予算現額 23 億 8,815 万 1,000 円に対し、調定額・収入済額共に 23 億 5,109 万 5,131 円となっております。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

4 款 1 項 支払基金交付金。予算現額 95 億 2,147 万 4,000 円に対し、調定額・収入済額共に 90 億 2,016 万 6,000 円となっております。

続きまして、5 款 1 項 県負担金。予算現額 48 億 9,437 万 1,000 円に対し、調定額・収入済額共に 48 億 8,928 万 3,387 円となっております。

5 款 2 項 県補助金。予算現額 3 億 6,422 万 3,000 円に対し、調定額・収入済額共に 3 億 5,062 万 1,935 円となっております。

11 ページ、12 ページをご覧ください。

8 款 1 項 基金繰入金。予算現額 3 億 5,391 万 3,000 円に対し、調定額・収入済額共に予算現額同額となっております。

8 款 2 項 一般会計繰入金。予算現額 6 億 4,387 万 1,000 円に対し、調定額・収入済額共に 6 億 4,074 万 5,753 円となっております。

9 款 1 項 繰越金。予算現額 11 億 6,076 万 7,000 円に対し、調定額・収入済額共に 11 億 6,076 万 7,517 円となっております。

13 ページ、14 ページをご覧ください。

11 款 1 項 延滞金加算金及び過料。予算現額 73 万 4,000 円に対し、調定額・収入済額共に 106 万 6,700 円となっております。

続きまして、11 款 3 項 雑入。予算現額 3 億 2,446 万円に対し、調定額・収入済額共に 3 億 2,660 万 3,828 円となっております。歳入は以上でございます。

15 ページ、16 ページをお開きください。

歳出をご説明いたします。1 款 保険給付金については各種サービス費でございます。不用額 15 億 5,669 万 9,206 円と高額な金額となっておりますが、要因といたしましては第 8 期介護保険事業計画に見込んでおりましたサービス利用者数の大幅な減少が要因となっておりますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響が大きいものと考えられます。

それでは、1 款 1 項 介護サービス等諸費。予算現額 311 億 739 万 5,000 円に対し、支出済額 297 億 7,465 万 2,781 円。不用額 13 億 3,274 万 2,219 円となっております。

1 款 2 項 介護予防サービス等諸費。予算現額 6 億 7,614 万 9,000 円に対し、支出済額 5 億 9,735 万 662 円。不用額 7,879 万 8,338 円となっております。

1 款 3 項 その他諸費。予算現額 3,382 万 4,000 円に対し、支出済額 3,382 万 3,762 円。不用額 238 円となっております。

1 款 4 項 高額介護サービス等費。予算現額 10 億 5,199 万 8,000 円に対し、支出済額 9 億 2,187 万 2,181 円。不用額 1 億 3,012 万 5,819 円となっております。

1 款 5 項 特定入所者介護サービス等費。予算現額 10 億 8,816 万 1,000 円に対し、支出済額 10 億 7,312 万 8,408 円。不用額 1,503 万 2,592 円となっております。

17 ページ、18 ページをお開きください。

2 款 1 項 介護予防日常生活支援総合事業費。予算現額 13 億 385 万 8,000 円に対し、支出済額 11 億 3,914 万 2,674 円。不用額 1 億 6,471 万 5,326 円となっております。

続きまして、2 款 2 項 包括的支援事業運営事業費。予算現額 10 億 4,299 万 7,000 円に対し、支出済額 8 億 9,561 万 8,164 円。不用額 1 億 4,735 万 8,836 円となっております。

19 ページ、20 ページをご覧ください。

2 款 4 項 その他諸費。予算現額 374 万 8,000

円に対し、支出済額 188 万 8,831 円。不用額 185 万 9,169 円となっております。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

4 款 1 項 保健福祉事業費。予算現額 3,950 万 6,000 円に対し、支出済額 2,221 万 2,000 円。不用額 1,729 万 4,000 円となっております。

続きまして、5 款 1 項 基金積立金。予算現額 8 億 8,225 万 2,000 円を介護給付費準備基金へ積立てしております。

7 款 1 項 償還金及び還付加算金。予算現額 7 億 8,078 万 2,000 円に対し、支出済額 6 億 5,703 万 7,158 円。不用額 2,374 万 4,815 円となっております。

8 款は予備費となっております。歳出は以上でございます。

これで認定第 2 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の説明を終了いたします。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番 新垣千秋議員。

○13 番 新垣千秋 すみません、1 点だけ質疑させていただきます。歳入のページなんですが 5 ページ、6 ページ。予算書ですが、不納欠損額と収入未済額の部分、これ保険料 1 款、保険料なんですが、決算審査意見書をこちらにも拝見させていただいたんですが、これまでですね不納欠損額というのが平成 25 年度からずっとある状態です。これ今後も収入未済額で今回上がっているものに関しては今年度の保険料の、要は来年の決算時期、1 年後ですかね。決算の時に同じように不納欠損額で上がってくる分が含まれてるかと思うんですが、この点、毎年の

ように不納欠損額が出てくる。これ対応はどのようにされているのでしょうか。その点ちょっと説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。大城会計課長。

○会計課長 大城美恵子 会計課、大城と申します。よろしくお願いします。

お答えします。こちらですね、成果報告の最後の28ページの方に記載があるんですけども、収入未済と不納欠損という風にそれぞれ年度ごとの表示がありまして、主要施策成果報告の28ページの方にありますが、収入未済ですね。こちらの方があって。不納欠損の方も表示もあるんですが、毎年ですね時効2年経ちますと不納欠損という風に落ちてくるんですが、それまではこの徴収員12名おりまして、納付勧奨等やっていただいて、それで残ったものが不納欠損という風になってきます。それまで収入未済はそれぞれ年度ごとという風になっております。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。今の28ページですね、主要施策成果の部分で見ていくと、現年度分が今収入未済額が0の年が3年、特別会計に関して、特別徴収保険料に関してあるんですが、これは今後2年ごとの不納欠損になる期限があるので、これはなくなるということでしょうか。2年以降あととか、今後不納欠損額が0になるということはあるのでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。不納欠損についてはですね、新たな不納欠損がまた生じてきますので0になるということはございません。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 そもそも払えない方もいらっしゃるのであれば、減額措置は恐らく今あるのかな。減免措置がないかなと思うんですよ、保険料に関して。これも考えていく必要があるのかなと思うんですが、あと減額措置についても拡充していくということが必要かと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今のところですね、減免の拡充等については検討しておりませんが、今後の展開といいいますか、社会情勢等々鑑みた場合にそういった議論が検討が必要になってくるかと思っておりますので、その時に改めて検討していきたいという風に考えております。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。
17番 宜保議員。

○17番 宜保龍平 私からも1点ちょっと、昨日の説明の頃から気になってたんですけども、一般会計はいいとしてこの特別会計の不用額と執行率がかなり額が出てますし、パーセンテージも落ちてます。理由としてはコロナが影響されていると思うんですけども、改めて理由を伺いたいのと、この審査の資料を見ているんですけども、改善の努力を望むということで令和5年度どのように改善していくのかその

辺教えてください。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。特別会計のこの大幅な不用額の内容としましてはですね、我々予算編成の段階では事業計画をもとに予算計上してございますので、この時にコロナの影響の部分が加味されて予算組みをしているか、ということになるとこれされてませんのでどうしても事業計画通りの予算編成を行っていた場合にコロナの影響を受けて執行額が下がってしまう、ということの悪循環で不用額が増加しているということでございます。

先ほどご説明したとおりではあるんですけれども、コロナの影響がどのくらい改善されるかっていうのがちょっと予測もできておりませんので、そこはちょっと明確な回答ができないということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長 花城勝男 他にございませんか。
20 番 志村議員。

○20 番 志村幸司 志村です。1 件お聞きいたします。先だって 19 ページに載っております 2 款の包括的支援事業の 4 項 1 目ですね。レセプトの審査支払手数料について事前にお聞きして、資料等も出していただいたんですけどもお聞きしたのは前年度が急激に増えて結局終わってみると不用額が半分以上、不用額になっているということに対して事前に資料をいただいたんですけども、実際の件数としては微増ということでそれまでの経緯と全く変わってないという状況が分かりました。だからそこはちゃんとされてるんだなと。ただ、その今不用額の話が出ましたのでこれ大事だと思うんですよ

ね。コロナの分で読めない部分というのはあるかと思います。しかしチェックして分かるものはきちんと適正化をしていかないとただ膨れ上がって最終的には不用額だらけになるということになろうかと思いますので。これはレセプトについてきちんと市町村単位で出てる部分に対するチェックはなされなかったのか、というのをご確認いたします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。ご質問の支払審査手数料については予算編成の段階で各市町村から見積もりを提出していただいております。その中で予算を計上していますけれども、若干過大見積りのあるところがある部分は当然この金額で大丈夫なのか、ということで指摘はさせていただいております。けれども市町村了解のもとで予算を編成しておりますので、過大な予測を外した場合にはこういった残がでてくるということになります。以上でございます。

○議長 花城勝男 志村議員。

○20 番 志村幸司 指摘はしてるけれども各市町村単位で組むものだからということでした。ですから行ってこいということで数字は合ってしまうということですけども、こちらでも予算編成をしている以上は指摘も指摘できちゃんと適切な数字に修正していただくという作業が必要かと思います。そうしないと、今でしたら本当に読めない不用額の話になってくるんですけれども、このコロナというのに抜けたあとからは不用額って結局全てが大体課題にやっただというような感じになってこようかと思うしますので、そのチェック機能をきちんと修正機

能を果たしていただきたいんですけども、これはお願いできますか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 ご質問にお答えいたします。まずは令和5年度現年度分といたしまして、しっかり決算額の見込み額をつくって次回2月議会等々で減額の補正をしたり、そういった対応で剰余金等々の圧縮を図るような努力をしていきたいと思っております。また、令和6年次年度の予算の編成についてもなるべく剰余金が出ないような厳しい査定を行って予算編成を行っていきたくて思っております。以上でございます。

○議長 花城勝男 志村議員。

○20番 志村幸司 次年度からの予算にきちんと反映させていくということでございましたので、安心いたしました。最後に重ねてお願いいたしますけれども、本当に不用額ということに対してどうしても足りないということの方が仕事上足りないということが問題になるものではあるので、確かに少しずつ皆さん上乘せしていただくかとは思いますが、しかしそれをきちんと読んでいかないと全くかけ離れた予算を組んでしまうということになりますので、そこはきちんと広域連合として働きかけていくということをしっかりやっていただきたいと思いますので、やっていただけるとのことのご返事かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これ

で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、認定第2号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

日程第11 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、議員の派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は別紙のとおり決定いたしました。

日程第12 閉会中の継続調査の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第63条の規定により、お手元に配布をしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

令和 5 年第 65 回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 33 分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

花 城 勝 男

署名議員 (議席番号 3 号) 東 江 光 枝

署名議員 (議席番号 5 号) 松 田 大 輔